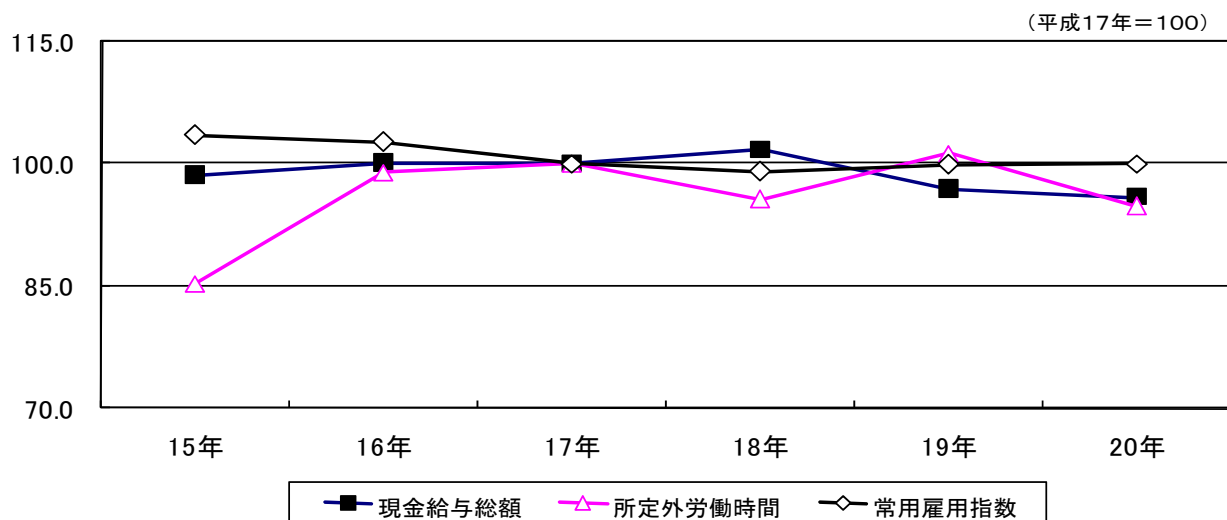


毎月勤労統計調査地方調査結果速報 福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

平成20年平均
(平成17年基準)

- (調査産業計・事業所規模5人以上)
- きまって支給する給与は前年比0.2%の増
 - 所定外労働時間は前年比6.4%の減
 - 常用雇用指数は前年比0.1%の増

主要な指数の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)



平成21年2月20日

福島県企画調整部統計調査課

毎月勤労統計調査地方集計について

1 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・ 「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
- ・ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則、あるいは事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって所定外給与（超過労働給与）を含む。
- ・ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（超過労働給与）以外のものをいう。
- ・ 「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- ・ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらずに労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ定められた契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。
 - イ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ロ 3か月を超える期間で算定される手当等
 - ハ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
 - ニ 労働協約、就業規則等の改定によるペースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- ・ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

- ・ 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
- ・ 「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。
- ・ 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者

- ・ 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - イ 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ロ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている者
- ・ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・ 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

また、対前年（対前月）増減率は、指数により算出している。ただし、ギャップ修正などにより指数が修正された場合においても、対前年（対前月）増減率の修正は行わない。

－利用上の注意－

- 1 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- 2 すべての指数は、平成19年1月分から平成17年を基準時（17年平均＝100）としている（それ以前は平成12年が基準時）。
- 3 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。
- 4 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 5 概要表及び統計表の見方
 - (1) 「－」印は、調査あるいは、集計を行っていない。
 - (2) 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していない。
 - (3) 「△」印は、減少を意味する。
 - (4) 増減率の単位は%である。
 - (5) 算出方法
 - イ 指数＝調査結果の実数÷基準実数×100
 - ロ 労働異動率：入（離）職率＝入（離）職者数÷前月末推計労働者数×100

平成20年平均結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

<p>1 賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給与総額は、前年比1.0%減(2年連続の減少)の293,798円となった。 きまって支給する給与は、前年比0.2%増(3年ぶりの増加)の249,367円となった。 所定内給与は、前年比1.0%増(3年ぶりの増加)の230,566円となった。 所定外給与は、前年差1,539円減(3年連続の減少)の18,801円となった。 <p>2 労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 総実労働時間は、前年比0.1%減(3年連続の減少)の157.6時間となった。 所定外労働時間は、前年比6.4%減(2年ぶりの減少)の10.8時間となった。 <p>3 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 常用雇用指数は、100.0で前年比0.1%増(2年連続の増加)となった。
--

(調査産業計、事業所規模5人以上)

賃金 「一人平均」	現金給与総額 293,798円 (Δ1.0)	きまって 支給する給与 249,367円 (0.2)	所定内給与 230,566円 (1.0)	所定外給与 (超過労働給与) 18,801円<Δ1,539>	特別に 支払われた給与 44,431円<Δ3,696>
労働時間 「一人平均」	総実労働時間 157.6時間 (Δ0.1)	所定内労働時間 146.8時間 (0.4)	所定外労働時間 10.8時間 (Δ6.4)	出勤日数 20.1日 <0.0>	所定外労働時間 (製造業) 15.8時間 (Δ7.6)
雇用 労働異動	常用労働者 620,137人 (0.1)	一般労働者 500,557人	パートタイム労働者 119,580人	入職率 1.8%	離職率 1.8%

注) ()内は前年比(%)、< >内は前年差(円、日)である。

□ 賃金 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県(円)	全国(円)	対全国比 (%)
現金給与総額	293,798	331,300	88.7%
きまって支給する給与	249,367	270,511	92.2%
所定内給与	230,566	251,068	91.8%
所定外給与	18,801	19,443	96.7%
特別給与	44,431	60,789	73.1%

□ 労働時間 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県(時間)	全国(時間)	対全国差増減 (時間)
総実労働時間数	157.6	149.3	8.3
所定内労働時間数	146.8	138.6	8.2
所定外労働時間数	10.8	10.7	0.1

□ 雇用 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県(時間)	全国(時間)	対全国差増減 (ポイント)
常用雇用指数	100.0	104.3	Δ4.3

1 賃金の動き（調査産業計）

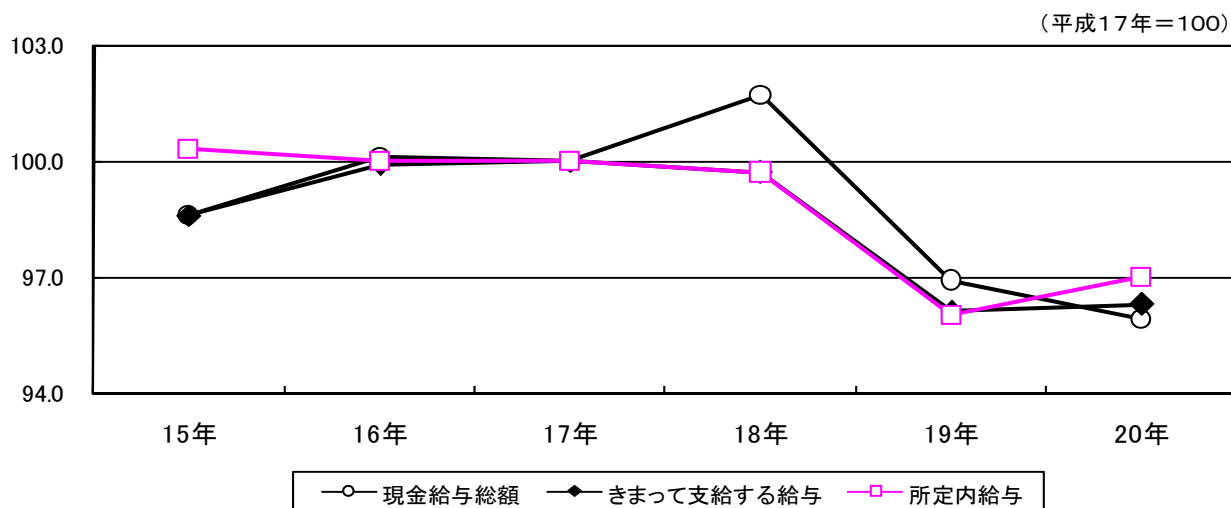
（1）事業所規模5人以上（（2）の事業所規模30人以上を含む）

- ①現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）
平成20年の月平均現金給与総額は前年比1.0%減の293,798円となった。
- ②きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）
前年比0.2%増の249,367円となった。
 - 所定内給与
前年比1.0%増の230,566円となった。
 - 所定外給与
前年差1,539円減の18,801円となった。
- ③特別に支払われた給与
前年差3,696円減44,431円となった。

（2）事業所規模30人以上

- ①現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）
平成20年の月平均現金給与総額は前年比2.0%減の331,116円となった。
- ②きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）
前年比0.9%減の274,000円となった。
 - 所定内給与
前年比0.4%減の248,566円となった。
 - 所定外給与
前年差1,511円減の25,434円となった。
- ③特別に支払われた給与
前年差4,389円減の57,116円となった。

賃金指数の推移－調査産業計、事業所規模5人以上



2 労働時間の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

①総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

平成20年の月平均総実労働時間は、前年比0.1%減の157.6時間となった。
月平均総実労働時間を12倍して年換算すると、1,891.2時間となった。

②所定内労働時間

前年比0.4%増の146.8時間となった。

③所定外労働時間

前年比6.4%減の10.8時間となった。また製造業は、前年比7.6%減の15.8時間となった。

(2) 事業所規模30人以上

①総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

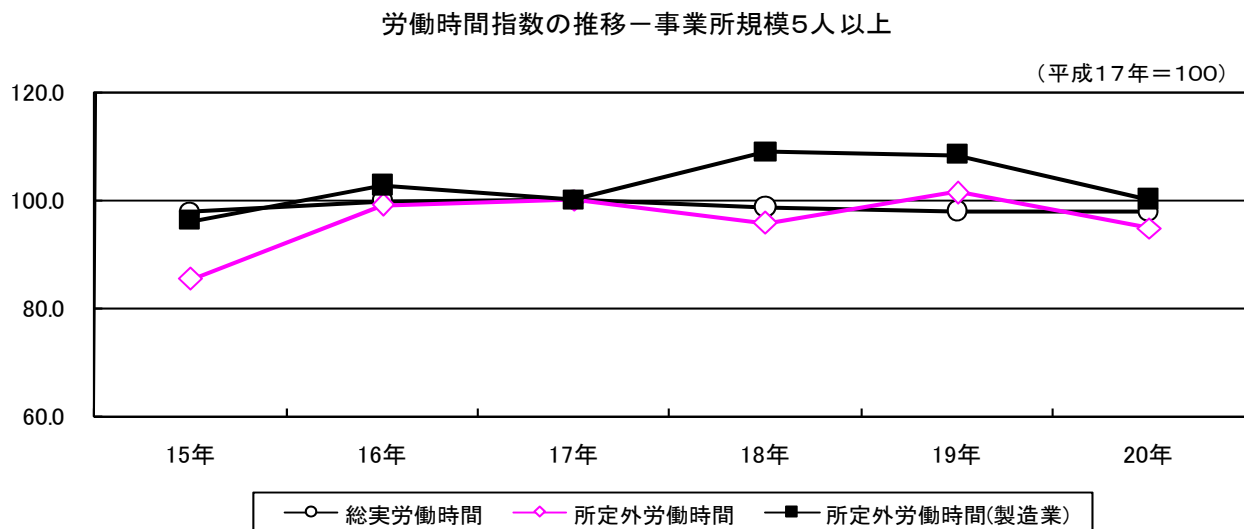
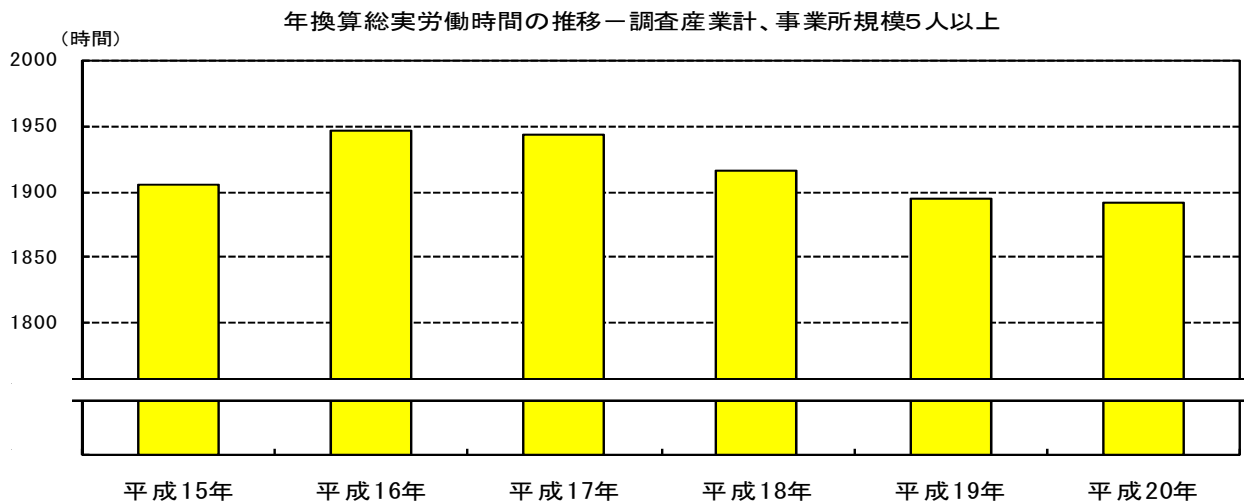
平成20年の月平均総実労働時間は、前年比0.7%減の159.7時間となった。
月平均総実労働時間を12倍して年換算すると、1,916.4時間となった。

②所定内労働時間

前年比0.4%減の146.5時間となった。

③所定外労働時間

前年比4.5%減の13.2時間となった。また製造業は、前年比6.9%減の17.7時間となった。



3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

①常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成20年の月平均常用労働者数（推計）は620,137人、常用雇用指数（平成17年平均＝100）は前年比0.1%増の100.0であった。

②常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

前年差0.1ポイント減の19.3%となった。

(2) 事業所規模30人以上

①常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成20年の月平均常用労働者数（推計）は358,598人、常用雇用指数（平成17年平均＝100）は前年比1.2%増の103.3であった。

②常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

前年差0.8ポイント増の16.4%となった。

雇用指数の推移－事業所規模5人以上

